

前橋市農業委員会長交際費支出基準及び公開基準

第1 趣旨

この基準は、農業委員会長またはこれに準じるもの（以下「会長」という）が、農業委員会の円滑な運営のため外部の個人または団体との交際に要する経費（以下「会長交際費」という。）について、その支出項目、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるとともに、積極的な情報公開を進めるため、会長交際費に関する公開基準を定めるものとする。

第2 責務

会長交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方について、社会通念上必要と認められる範囲内で、かつ最小限の金額となるよう努めるものとする。

第3 支出項目等

支出項目、支出内容及び支出金額は以下に定めるところによる。

支出項目	支出内容	支出金額
香典	農業委員会貢献者等に対する香典に係る経費	相当額
弔電	農業委員会貢献者等に対する弔電に係る経費	相当額
会費	飲食を伴う会議・式典等の参加に係る経費のうち金額の定めのあるもの	会費該当額

第4 公開

1 会長交際費の支出状況について、以下のとおり公開する。

区分	取り扱い
支出年月日	公開
支出金額	公開
支出項目	公開
支出内容	公開（ただし、香典・弔電など相手方のプライバシーに特段の配慮が必要な場合には、個人名を非掲載とする）

2 公開の期日は、月締めで該当月の翌月15日までに行うものとする。

3 公開の方法は、前橋市ホームページに掲載するとともに、情報公開コーナーにおいて閲覧に供するものとする。

第5 見直し

この基準は、交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

第6 適用

平成29年11月1日以降の会長交際費の支出について適用する。